

保護者の皆様

練馬区立上石神井中学校
校長 平野 茂

5月8日からの新型コロナウイルス感染症予防について

立夏の候、皆様にはますますご健勝のこととお慶び申し上げます。日頃より本校の教育活動へのご理解とご協力に感謝いたします。

この度、練馬区教育委員会から通知があり、これまでの「練馬区立学校（園）改定版感染予防のガイドライン（第五改定版）」を廃止し、文部科学省発出の「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル（2023.5.8～）」を参考に、従来の感染症対策の見直しを行い、生徒が充実した学校生活を送ることができるよう、学校の実状に応じた対応をすることとなりました。本校も原則として「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル（2023.5.8～）」に沿った感染症予防を行って参ります。

詳細については、文部科学省のホームページで公開されている同マニュアルをご確認ください。
(https://www.mext.go.jp/a_menu/coronavirus/mext_00029.html)

下記に主な改訂の内容をお示しします。保護者の皆様におかれましては、お子様の体調管理を引き続きよろしくお願いいたします。

記

(1) 学校における新型コロナウイルス感染症対策の考え方

- 新型コロナウイルス感染症の5類感染症への移行後においても、

- ① 家庭との連携による児童生徒の健康状態の把握
- ② 適切な換気の確保
- ③ 手洗い等の手指衛生や咳エチケットの指導

を継続して行なって参ります。一方で、感染状況が落ち着いている平時においては、これ以外に特段の感染症対策を講じる必要はないとします。また、これまでもお示ししているとおり、学校教育活動においては、マスクの着用を求めないことを基本とします。

- 地域や学校において感染が流行している場合などには、活動場面に応じて、

- ① 「近距離」「対面」「大声」での発声や会話を控えること
- ② 生徒等間に触れ合わない程度の身体的距離を確保すること
等の措置を一時的に講じます。

(2) 新型コロナウイルス感染症の感染状況に応じて機動的に講ずべき措置

- 生徒の感染が判明した場合には、学校保健安全法に基づく出席停止の措置を講じます。その際、児童生徒等が授業を十分に受けることができないことによって、学習に著しい遅れが生じることのないよう、必要な配慮を行います。
- 学校の臨時休業については、現に学校内で感染が広がっている可能性に対して、生徒の学びの保障の観点等に留意しつつ、必要な範囲、期間において機動的に対応を行います。

(3) その他

- 学びの保障について

感染症の影響により学校の全部または一部を臨時休業とした場合や、罹患することにより長期間欠席する場合、その他の事情により登校できない場合にも、状況に応じたオンライン等での学びの保障を行います。

【お問合せ先】

練馬区立上石神井中学校
副校長 武田陽介
電話03-3920-1126